


# 「見える安全活動」報告書

[活動のタイトル]	ヒューマンエラーの防止<台車運搬ルール>	<見える化の分類>
[会社名]		台車積載量と運搬方法の見える化

## <活動の概要>

- 目的(課題)

台車による重大災害が過去発生している。再発絶無を図る。

- 手段(実施内容)

資材搬入時にはね出し、積み込み高さ等を見える化することにより搬入時の転倒を防止する。

- 効果(実施内容によって期待される効果)

見える化することで何となく積んでいた資材による(ヒューマンエラー)が防止でき災害(はさまれ、荷の崩れ落ち、滑り落ち等)防止に期待できる。

- 結果(活動の成果)

現在時点で台車による【ヒヤリ・ハット】も発生0

## 〔活動のタイトル〕 ヒューマンエラーの防止＜台車運搬ルール＞

### 平台車の使用ルールについて 《設備共通基本編》

#### ① 基本的な使用ルール

- ・台車はキャスターにストッパー2か所以上ついており、4脚に支柱として単管パイプを設置する。  
(H=1,200mm以上)
- ・積載高さは1m以下とする。
- ・積荷容は緩積み禁止とする。
- ・移動時は積荷をチェーン又は親綱等にて固縛する。
- ・積載荷重は1台につき1tまでとする。
- ・平台車を停車させる際は必ずストッパーを2か所以上かける。
- ・平台車移動時は進行方向側にして操作しないこと。
- ・スロープでは使用しないこと。
- ・移動の際は支柱単管の上端部を握って操作すること。

#### ② 長物等、荷がはみ出す場合のルール

- ・平台車からの荷のはみ出しは左右均等にはみ出し、寸法は1,000mm以下とする。  
(片荷や集中荷重等によりバランスの悪い積み方は不可とする。)
- ・1台では積みきれない場合は1m以上はみ出す場合は2台を単管にて連結させて使用する。  
ただし、この時は2人以上で取り扱うこと。

#### ③ 指差呼称の実施

- ・荷を乗せる前に「ストッパーよし!!」「支柱よし!!」「周囲よし!!」の確認をする。
- ・荷を乗せた後、移動する前に「荷容よし!!」「固縛よし!!」の確認をする。
- ・荷を移動した後、平台車を停車させたら「ストッパーよし!!」の確認をする。

本数 (定尺出し)	サイズ	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A
1		6.8	9.7	13.5	15.6	21.2	29.9	35.2	48.8	82.5	108.9
2		13.5	19.4	27.0	31.2	42.4	59.8	70.4	97.6	165.0	
3		20.3	29.2	40.5	46.8	63.6	89.7	105.6	146.4		
4		27.0	38.9	54.0	62.4	84.8	119.6				
5		33.8	48.6	67.5	78.0	106.0					
6		40.6	58.3	81.0	93.6						
7		47.3	68.0	94.5	109.2						
8		54.1	77.8	108.0							
9		60.8	87.5								
10		67.6	97.2								
11		74.4	106.9								
12		81.1									
13		87.9									
14		94.6									
15		101.4									

※1 定尺長さ：20A~100A⇒4m、125A~⇒5.5m

本数 (定尺出し)	サイズ	L-5×50	L-6×50	L-6×65	[-75]	[-100]	[-125]
1		15.1	17.7	23.6	27.7	37.4	53.6
2		30.2	35.4	47.3	55.4	74.9	107.2
3		45.2	53.2	70.9	83.0	112.3	
4		60.3	70.9	94.6	110.7		
5		75.4	88.6	118.2			
6		90.5	106.3				
7		105.6					

(凡例)  
 : 100kg未満  
 : 100kg以上



【横方向への引っ張り禁止】



【台車横での舵取り禁止】



良い例 【台車での運搬作業】



悪い例



※2台の平台車は単管パイプにて水平つなぎをとる。  
 ※4脚の単管支柱は2台共4脚に設置する。  
 ※1m以上はみ出ない事を確認する  
 ※積み荷のバランスを確認する  
 ※移動時は固縛を行う



段差

注意



段差

良い例

# 「見える安全活動」報告書

## 台車の使用ルールについて(ダクト運搬)

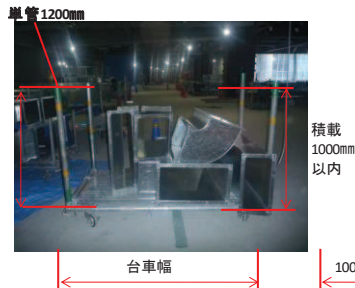
### ①. 基本的な使用ルール

- ・台車はキャスターにストッパー2か所以上ついており、4脚に支柱として単管パイプを設置する。H=1,200mmの短管パイプ。但し、ベルトスリングを使用しH=1,300mmの段積みの場合は、H=1,500mmの短管パイプとする。
- ・積載高さは1000mm以下とする。但し移動時にベルトスリングで結束し、ダクトが荷崩れしない状態にする事で、H=1300mmまでダクトを段積みする事を可とする。
- ・ダクトを台車の4支柱を設置した状態にて乗せたときにダクト単体で高さ1000mmを超える場合は、台車に1個の単体ダクトのみを乗せる条件で、高さ制限を受けないものとする。(合積禁止)
- ・積載荷重は250kgまでとする。
- ・台車を停車させる際は必ずストッパーを2か所以上かける。
- ・スロープでは使用しないこと。
- ・移動の際は支柱単管の上端部を握って操作すること。(上端部で資材との接まれ注意)
- ・台車の方向転換の際は車輪が旋回する為、足元接まれに注意する
- ・台車を押す時は壁や積荷等の間に手を接まれないようにする
- ・台車の上には乗らない
- ・凹凸のある場所での使用、鋭利な突起のある床面での乗り越しは禁止。
- ・軟弱な地盤では使用しない。
- ・ストッパーをかけた後移動が等、転倒させない方、乱暴な扱い方をしない
- ・タイヤ等が変形している台車は使用しない
- ・台車の加工、分解はしない
- ・使用前には台車のフレーム、コーナー部に変形や破損がないか、キャスターがスムーズに動くか、よく確認する
- ・キャスター及び台車との間に手足を接まれないようにすること
- ・使用時には前後に人がいないことを確認する
- ・移動の際はすべてのストッパーが解除されていることを確認して使用する
- ・台車運搬は、作業員2人以上とする。

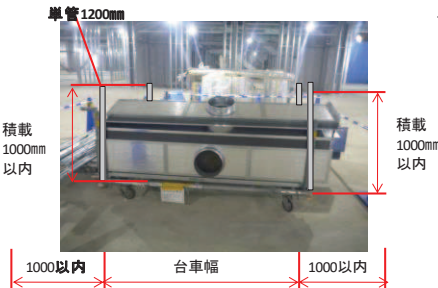
### ②. 長物等、荷がはみ出す場合のルール

- ・台車から荷のはみ出しは左右均等にはみ出し、寸法は1000mm以内とする。(方荷や集中荷重等によりバランスの悪い積み方は不可とする)

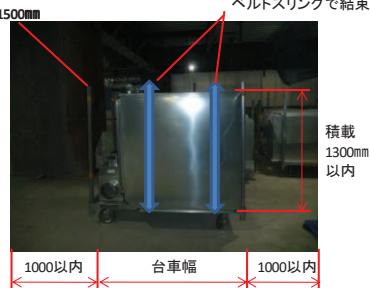
【基本スタイル】



【長尺等、荷がはみ出す場合】



【ベルトスリングで結束する場合】



### ③. 指差呼称の実施

- ・荷を乗せる前に「ストッパーよし!!」「支柱よし!!」「周囲よし!!」指差呼称で確認をする。
- ・荷を乗せた後、移動する前に「荷姿よし!!」「固縛よし!!」指差呼称で確認をする。
- ・荷を移動した後、平台車を停車させたら「ストッパーよし!!」指差呼称で確認をする。

<名称>	<単位重量[kg]>	<許容数量>
亜鉛鉄板ダクト	250kgまで	台車より1000mmの高さまで

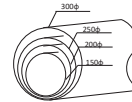
(凡例)

□	: 100kg未満
□	: 100kg以上

本数(定尺)	300□	400□	500□	600□
1	10.9	14.5	25.1	30.1
2	21.8	29.0	50.2	60.2
3	32.7	43.5	75.3	90.3
4	43.6	58.0	100.4	120.4
5	54.5	72.5		
6	65.4	87.0		
7	76.3	101.5		
8	87.2			
9	98.1			
10	109.0			

本数(定尺)	150φ	200φ	250φ	300φ	350φ
1	9.9	13.2	16.5	18.6	21.6
2	19.8	26.4	33.0	37.1	43.2
3	29.8	39.6	49.6	55.7	64.8
4	39.7	52.8	66.1	74.2	86.4
5	49.6	66.0	82.6	92.8	108.0
6	59.5	79.2	99.1	111.4	
7	69.4	92.4	115.6		
8	79.4	105.6			
9	89.3				
10	99.2				
11	109.1				

(参考)  
 下図のようにまとめた場合の重量⇒58.2kg



使用するベルトスリング  
 最大荷重250kgまで

